

海運事業者団体からの要望事項

(注) 要望書中の「規制適合油」、「適合油」は「低硫黄燃料油」と表記した。

I. 日本内航海運組合総連合会（提出された要望書は別紙 1 参照）

1. どのような種類（低硫黄 A 重油、低硫黄 C 重油、ブレンド油等）の低硫黄燃料油が供給されるのかについての情報提供
2. 低硫黄燃料油の安定供給の確保
3. 供給される低硫黄燃料油の品質（密度、動粘度、流動点、着火指数等）の確保
4. 低硫黄燃料油の価格上昇への対応（燃料油費用の増加分の適正な転嫁を促す荷主団体への働きかけ等環境整備）
5. 低硫黄燃料油使用に伴う追加設備・措置の必要性等の詳細情報の早期開示・支援
6. 大型船等について、スクラバー設置で対応することとした場合の支援
7. 規制強化に伴う諸問題について意見・情報交換を行うため、燃料油の供給サイドも含めた関係者による連絡会等の設置
8. 今後の議論の中で新たな課題が生じた場合の迅速な対応、適切な指導

II. （一社）日本旅客船協会（要望は別紙 2 参照）

1. 低硫黄燃料油が既存 C 重油と同等レベルの価格で供給されるよう、万全の対策
2. 世界各国における SO_x 規制への対応状況に関する情報提供
3. 低硫黄燃料油の規格の検討に際し、世界各国の低硫黄燃料油との互換性が必要
4. 低硫黄燃料油の安定的な供給・流通体制の確保
5. 旅客船・フェリーの機能を損なうことなく設置できるスクラバーの開発や、スクラバー設置により利用者等への負担を発生させないための財政支援措置
6. 今回の SO_x 規制強化に対する利用者の理解促進対策
7. 燃料油の供給サイドも含めた官民関係者による連絡会等の設置

III. （一社）日本船主協会

1. 意図的な規制逃れを防止するための検知方法や罰則整備
2. 低硫黄燃料油の迅速な ISO 規格化を IMO から ISO に対して要請

内航総連第 45 号
平成 29 年 1 月 20 日

国土交通省海事局長
羽尾 一郎 殿

日本内航海運組合総連合会
会長 小比加 恒久

SOx 規制強化に伴う諸問題への要望について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より弊会の運営にご高配賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、2020 年より開始される SOx 規制（燃料油中の硫黄分 0.5% 以下）の強化について、内航貨物船業界の抱える懸案事項及び要望事項を取り纏めましたので、ご配慮をよろしくお願い申しあげます。

記

1. 懸案事項

- 1) 2020 年より、規制適合油の安定供給の確保。
- 2) 規制適合油の価格。
- 3) 規制適合油使用時の諸問題。
 - ・低硫黄、低粘度、低密度等に伴う潤滑性能低下による機関トラブルや出力低下による燃料消費の増大等。
 - ・低粘度対策としての燃料冷却装置の搭載、粘度向上添加剤の使用等の必要性。
 - ・大型機関における低硫黄 A 重油使用に伴う課題の有無。
- 4) 燃料タンク残油を規制適合油へ切り換えるタイミング及び方策。

2. 要望事項

- 1) どのような種類（低硫黄 A 重油、低硫黄 C 重油、ブレンド油等）の規制適合油が供給されるのか、ご教示をお願いいたします。
- 2) 規制適合油の安定供給の確保をお願いいたします。
- 3) 供給される規制適合油の品質（密度、動粘度、流動点、着火指数 等）の確保をお願いいたします。
- 4) 規制適合油の価格上昇への対応。
運航経費の約 4 割を占める燃料油費用の増加は、事業者（オペレーター）にとり大きな問題であり、燃料油費用の増加分が適正に転嫁できるよう、荷主団体への働きかけ等環境整備をお願いいたします。
- 5) 規制適合油使用に伴う追加設備・措置の必要性等の詳細な情報の早期開示及び支援をお願いいたします。
- 6) 大型船等について、スクラバー設置で対応することとした場合の支援をお願いいたします。
- 7) 規制強化に伴う諸問題について意見・情報交換を行うため、燃料油の供給サイドも含めた関係者による連絡会等の設置をお願いいたします。
- 8) 今後の議論の中で新たな課題が生じた場合には、迅速な対応、適切なお指導をお願いいたします。

以上



平成29年2月16日

国土交通省海事局長
羽尾 一郎 殿一般社団法人 日本旅客船協会
会長 福武 章夫

S O x 規制強化に伴う諸問題への要望について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より弊会の運営にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年10月24日からロンドンで開催されたIMO・MEPC70において、全ての海域における燃料油の硫黄分濃度規制の強化の開始時期が2020年からに決定しました。条約では、船舶にスクラバー（脱硫装置）を付けるという代替案も示されており、旅客船・フェリー事業者も対応策の検討を急いでおりますが、個々の事業者が具体的な対応策を講じるためにはあまりにも情報が少なすぎ、対応策を決めかねているのが実情であります。

私共、旅客船・フェリー事業は、国民生活に必要不可欠な公共交通機関として、CO₂の排出抑制やトラックドライバー不足・労働時間規制の強化に対処するためのモーダルシフトの受け皿として、また、大規模災害発生時における緊急輸送の担い手として、国が推進する施策の重要な一翼を担っているところであります。

つきましては、S O x 規制実施後も旅客船・フェリー事業の社会的使命を全うすることが出来るよう、以下の事項について要望致します。

1. 適合油が既存C重油と同等レベルの価格で供給されるよう、万全の対策を講じて頂きたい。
2. 世界各国におけるS O x 規制への対応状況についてご教示頂きたい。
3. 適合油の規格の検討を進めるにあたっては、世界各国における適合油と互換性のあるものとして頂きたい。
4. 適合油の安定的な供給・流通体制を確保頂きたい。
5. 旅客船・フェリーの機能を損なうことなく設置できるスクラバーの開発や、スクラバー設置により利用者等への負担を発生させないための財政支援措置を講じて頂きたい。
6. 今回のS O x 規制強化に対する利用者の理解促進対策にご配慮頂きたい。
7. 燃料油の供給サイドも含めた官民関係者による連絡会等を設置頂きたい。